

【フィリピン】審理等をオンライン開催する際の手続に関する回章の公表について

2020年7月7日

ジェトロ・シンガポール事務所

フィリピン知財庁（IPOP HL）は、7月3日、知財侵害事件、当事者系審判事件に関する予備審理および審理について、両当事者の合意に基づき、オンラインで開催する手続の詳細について回章を公表した。

IPOP HL 指定のプラットフォームを使うこと、両当事者の連絡先（メールアドレス）が明らかで、当日も画像がオンになっていること等が定められている。

情報公開日

2020年7月3日

URL 等

<https://drive.google.com/file/d/1gbapdBIWIO80Dszj7mZXorR51JfAqLAM/view>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。